

政策整理番号	24	施策番号	5	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)			
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 地域福祉課	関係部課室	保健福祉部 社会福祉課, 長寿社会政策課, 子ども家庭課, 障害福祉課		
政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成				政策番号	3 - 7 - 3	
施策番号	5	施策名	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護				
施策概要	認知症高齢者や知的障害者, 精神障害者などの方々が福祉サービスを適切に利用し, 住み慣れた地域で自立した地域生活を送れるよう, 福祉サービスの利用に関する情報提供や利用に関する体制づくりを目指します。						
政策評価指標 / 達成度	提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合	B					

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果					活動(事業) によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量, 「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果, 「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	人権・権利擁護推進事業(高齢者虐待対策事業) 【長寿社会政策課】	市町村	圏域毎に, 市町村関係者による研修会や検討会を実施	実施圏域数 (圏域)	2	7	7	市町村を中心とした高齢者虐待の相談から解決への対応機能を強化する。	参加市町村数 (市町村)	22	45	35
					1,000	3,879	3,991					
					500.0	554.1	570.1					
2	人権・権利擁護推進事業(介護サービス情報の公表制度推進事業) 【長寿社会政策課】	高齢者福祉サービス事業所	県内の高齢者福祉サービス事業所のサービス情報を公表する。	公表件数 (件)			1,699	高齢者福祉サービスの利用, 選択を支援する。	ホームページアクセス件数 (件)			775,655
							6,876					
							4.0					
3	[]											
4	[]											
5	[]											
				事業費計(千円)	1,000	3,879	10,867					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢の推移から判断して、この事業群の設定は適切と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・県が行った身体拘束廃止取組状況調査でも、介護保険施設等のうち、身体拘束を行っている事業所の割合は、平成16年度41.5%、平成17年度36.9%、平成18年度34.8%と着実に減少しており、事業は概ね有効と認められる。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・業績指標、成果指標が施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、事業群はおおむね効率的に実施していると判定できる。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・事業群の設定は適切、有効性は概ね有効、効率性は概ね効率的であり、全体としては概ね適切と判断できる。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・高齢者、特に認知症高齢者等の介護が必要な高齢者の増加に伴い、高齢者の権利擁護は重要な行政課題であり、引き続き実施することが必要である。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・市町村が行う住民や事業者と連携した虐待防止への取り組みを支援するもので、県の関与は適切である。 ・平成18年4月から高齢者虐待防止法が施行され、一層の取り組みが必要であり、事業の重複はない。</p>	<p>・政令市を除いた全市町村が参加して、体制整備、研修・検討会を重ね、権利擁護への意識は着実に浸透しており、有効性が認められる。</p>	<p>・市町村数の減少があり、推移の比較は困難であるが、実施内容等がレベルアップしており、一定の効率性は認められる。</p>
<p>・介護保険法により、県の事務とされたものであり、NPO等の民間と連携して進めており、役割分担は適切である。 ・介護保険法による利用者の選択権の保証を担保する事業である。</p>	<p>・国の指導のもと、全国統一の情報がHPで公表されており、利用者の選択のためには有効である。</p>	<p>・民間のノウハウも活用して進めており、効率的である。</p>

施策を構成する事業の方向性

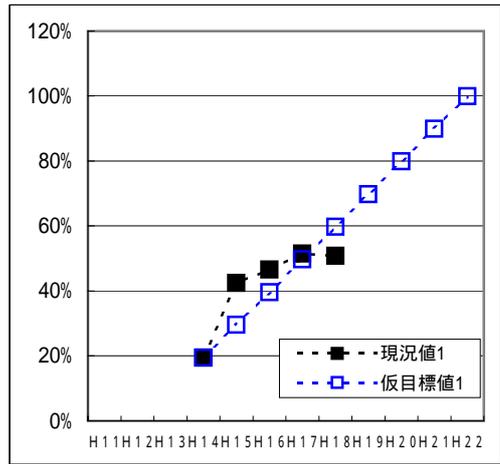
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
『宮城の将来ビジョン』における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	・市町村における体制システム整備を促進し、ノウハウの蓄積を進めて、全県的な対応体制を整備する必要がある。
取組21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり
維持	・介護保険法に義務づけられた制度であり、引き続き推進する必要がある。
取組21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 24 施策番号 5

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 地域福祉課	関係部課室	保健福祉部 社会福祉課, 長寿社会政策課, 介護保険室, 子ども家庭課, 障害福祉課
政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成			政策番号	3 - 7 - 3
施策番号	5	施策名	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護		

政策評価指標		単位						
提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合		%						
目標値	H17 49.7	H22	100					
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H14			H14	H15	H16	H17	H18
現況値	19.5			19.5	42.5	46.6	51.5	50.8
仮目標値				19.5	29.6	39.6	49.7	59.8
達成度					A	A	A	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

宮城県内の社会福祉施設等で「高齢者」「障害(児)者」及び「子ども、母子、婦人」の入所系の施設のうち、第三者評価を実施した施設の割合
 「第三者評価」:事業者の提供するサービスを当事者(事業者及び利用者)以外の第三者機関が評価すること(県などが実施する「行政監査」等を除く。)を指し、基準・手法等については、特定しない。
 省令等で「第三者評価」が義務化された施設を除く。

政策評価指標の選定理由

・「第三者評価」の目的は、「サービスの質の向上」や「利用者の適切なサービスの選択」であり、ひいてはそれが「人権確保・権利擁護」につながるものと考えて設定するもの。
 ・入所サービス利用者は24時間365日、そこが生活の場であり、通所サービス利用者より人権侵害を受けやすい環境にあると考えられるため、対象施設を「入所系」とした。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・達成度:B
 ・対象施設数が3増加したが、実施済施設数は増加していない。仮目標値が前年よりも10.1ポイント増加しているため、未達成となったもの。
 ・H17年度末に宮城県福祉サービス第三者評価推進機構が設立され、本県でも福祉サービス第三者評価が始まったことから、当制度による第三者評価を受審する施設の増加が期待できるため、指標の達成は可能と思われる。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・第三者評価の目的は、施設のサービスの質の向上や、利用者による適切なサービスの選択である。
 ・施設の利用者がそこで適切なサービスが受けられるかどうかは、利用者の人権・権利にかかわる問題である。
 ・したがって、施設における第三者評価の実施が広まることによりそのサービスの質が向上することは、利用者(高齢者、障害(児)者、子ども、母子、女性)の人権・権利擁護の擁護につながると判断したものである。